

月刊 労務通信

発行所 フシキ社会保険労務士事務所
労働保険事務組合東三河労務経営協会

〒440-0831 愛知県豊橋市西岩田5-9-17
TEL. 0532(61)8876 FAX. 0532(63)5898

発行人 社会保険労務士 伏木 勇
行 政 書 士

業務案内

- 人事労務・労働法務等に関する相談業務
- 給与計算代行、賃金設計等の関連業務
- 就業規則・賃金規程・諸規程の立案作成
- 助成金・労災保険・健保・年金の給付申請
- 労働保険・社会保険の諸手続、事務代行
- 建設業許可、行政許認可に関する手続代行

ス ポ ッ ド

「年の功」で優良人材を見極め 目的意識に乏しい大卒若年者

「老いの繰り言」ということばがあります。「近頃の若い者は、だらしない。わしらが若い頃は…」などというのも、その類の言辞といつてよいでしょう。

20年前の平成2年の進学率が24・6%だったことです。

大卒者（および3年以内既卒者）は、一貫して上昇を続けたことになります。若者を大学進学に追い立てる原因は、何でしょうか。

「近頃の大学生」は、昔と比べてどのように変化しているでしょうか。先ごろ、厚生労働省が「平成23年度版労働経済の分析（労働経済白書）」を発表しましたが、「大学卒業者の動向」に関する論説を読んで、「なるほど。そうか」と考えさせられる部分がありました。

平成22年度の大学（学部）進学率は50・9%で過去最高を記録しました。ちょっと意外だったのは、

2022年度の大学（学部）進学率は50・9%で過去最高を記録しました。ちょっと意外だったのは、

中小企業経営者は、応募していく学生に対して、「弱気がない」と「志望動機があいまい」などと苦

言を呈します。これを、一概に「老いの繰り言」だといって片づけられるのでしょうか。

単なる「大卒」等の学歴は、その重要性を失いつつあります。口だけの「きれい事」ではなく、「人物本位」の採用を徹底しなければ、厳しい企業間競争を勝ち抜くことができません。

平成2年はバブル経済崩壊が始まった年ですが、その後の経済低迷の20年間を通して、大学進学率は一貫して上昇を続けたことになります。若者を大学進学に追い立てる逸材を見つけ出さなければなりません。今ほど、経営者の「名伯楽」としての眼力が求められています。時代は新しいといえます。

2011



降給と本人同意

知つて得する



年俸制をはじめとするダイナミックな賃金管理制度では、成果によつて大幅に賃金が低下するケースもあります。しかし、本人が減額の根拠となつた「評価査定結果を承服しない」場合、会社による一方的な減額が可能なのでしょうか。大幅降給の実務上の留意点を学びます。

賃金は、年1回、「昇給」するのが当たり前で、少し前まで、降給はよほど特殊なケースに限られました。年功昇給のシステムに加え、物価上昇に合わせたベース・アップがあるため、せいぜいのところ（最大限でも）昇給ストップの措置を講じれば、賃金管理面で支障を生じなかつたのです。

当時も、もちろん、人事考課に対する不満の声は聞かれました。しかし、昇給格差が小さいうえに、では、裁判で争うメリットも大きくありませんでした。

判例でも、考課・査定は基本的限すべきという学説も生じてきました。

運用趣旨の周知徹底を

用者ということです。

代表的判例として「中山書店事

件、東京地判平19・3・26」を見てみましょう。年俸の減額に納得しない従業員が、「合意が得られない年俸制の適用を受け入れていることが、減額査定の要件になると

した。もっとも、裁判のフィールドでは、そこまで踏み込んだ考え方示す例は少ないようです。

した。もっとも、裁判のフィールドでは、そこまで踏み込んだ考え方示す例は少ないようです。

差額を請求し、裁判を起こしたもの

判決文では、「合意が成立しない場合、会社は社員との協議を行つて年俸額を決定することが

判決文では、「合意が成立しない場合、会社は社員との協議を行つて年俸額を決定することが

あります。裁判所は、「会社は社員は使用者が裁量を逸脱

あります。裁判所は、「会社は社員は使用者が裁量を逸脱

できる」「社員は提示された年俸額を請求できるが、これを上回る

できる」「社員は提示された年俸額を請求できるが、これを上回る

野和夫「労働法」という意見が主流を占めるようです。たとえ、

野和夫「労働法」という意見が主流を占めるようです。たとえ、

本人が評価結果に納得しなくとも、最終的には年俸額を決めるのは使

本人が評価結果に納得しなくとも、最終的には年俸額を決めるのは使

判例

内規に基づき昇給義務が発生

停止規定の効力を否定

交渉態度も誠実を欠く

定昇制度を設ける会社では、「会社業績によつては定昇を停止することがある」旨の規定を設けるのが一般的です。本事件では、会社側がこの規定に基づき昇給停止を決定しましたが、裁判所は恣意的な制度運用であるとして昇給請求権を認めました。不誠実な団交態度を理由に、不法行為による損害賠償も命じています。

基準は存在しませんでしたが、内規（並存型職能給の運用規定）により、昇給額の計算が可能でした。裁判所は、「内規に基づく昇給を約束する默示の合意が成立していました」と判示し、昇給請求権を認めました。

本件で被告会社の昇給規定には「事業の情勢によって昇給を停止することがある」旨の例外規定が設けられていました。具体的な

昇給額の計算が可能でも、本規定を発動すれば昇給を停止できる理

日本では、年1回、春に賃上げを実施する企業が大多数を占めます。仮に、企業業績が悪化し、賃上げを凍結した場合、企業は「約束違反」を問われるのでしょうか。この問題の答えは、基本的には、「就業規則の定め方いかんによる」というものです。

一般論としては、就業規則（賃金規定）中に賃金テーブルを設け

10・10) という結論となります。

べ、次の3要件を考慮したうえで、停止の可否を決定すべきという実

けていない」という場合、不誠実のそしりを免れないでしょう。

務的な判断基準を示しました。

①昇給停止が必要な会社側の必要

②昇給停止の内容、それにより従

基準は存在しませんでしたか、内規（能存型識能給の運用規定）ここ

より、昇給額の計算が可能でした。

裁判所は、「内規に基づく昇給を約束する默示の合意が成立してい

た」と判示し、昇給請求権を認めました。

本件で、被告会社の昇給規定に

は「事業の情勢によりて昇給を停止することがある」旨の例外規定

が設けられていました。具体的な昇給額の計算が可能でも、本規定

を発動すれば昇給を停止できる理由になります。しかし、判決文で

は「昇給の停止により、従業員が被る経済的不利益は大きい」とを

勘案すると、事業の情勢によつて
昇給を停止するとの規定が適用さ

れるのは、被告の裁量によるものとする」とは相当ではない」と述べ

べ、次の3要件を考慮したうえで、

卷之三

全国の労使紛争取扱件数



「ある日、突然、知らない労組から団交を申し込まれた」という話をときどき耳にします。中央労働委員会の「平成22年・全国の労使紛争取扱件数まとめ」によると、集団的労使紛争の7割を「合同労組」の関係事案が占めました。「駆け込み訴え事件」も過去最高となっています。

日本の労働組合は、企業別組合が圧倒的多数です。しかし、そのほかに職種・産業に関係なく広く個人加入を認める「一般組合」も存在します。「合同労組」「一般労組」「地域ユニオン」等と呼ばれるものがこれに該当します。

昭和30年頃から、活発に組織化が行われ、現在も、中小零細企業の労働者の不満を吸い上げる役割を担っています。

労働者が解雇された後、合同労組に加入し、合同労組が表に立てて紛争の解決を図るケースが多くありません。「ある日、名前も聞いたことがない労組から、団交

の申し入れが届いた」というのは、このパターンが多いようです。

日本では、「排他的交渉代表制

「合同労組」事案が増加

企業別組合以外の組合（合同労組もこの中に含まれます）は、組合加入者の12・3%を占めています。

集団的労使紛争を解決する公的合を「その他」に分類しています。

は、年によって増減があります（表2）。しかし、全件数に占める合同労組事件（一般労組、地域ユニオン等も含みます）の割合は、年々、増加する傾向にあります。平成16年は全体の57・4%でした

が、平成22年は69・8%まで上昇し、過去最高となりました。

労働委員会に持ち込まれた件数は、年によって増減があります（表2）。しかし、全件数に占める合同労組事件（一般労組、地域ユニオン等も含みます）の割合は、年々、増加する傾向にあります。平成16年は全体の57・4%でした

が認められていないので、加入者が認められないで、加入者1人の外部組合であっても、団交を拒否できません。解雇された労働者であっても、本人が解雇無効を争う限りは「雇用する労働者」

（労組法第19条第2項）。

労働委員会では、全国の労

働委員会にあっせん等を求める事案を「駆け込み訴え事件」と呼んでいます。この「駆け込み訴え」で、増加の一途を辿っています。

労働委員会（厚生労働大臣所轄）と都道府県労働委員会（都道府県知事所轄）の2種類があります（労組法第19条第2項）。

は連続して36・8%を記録しています。

全国の労使紛争取扱件数

表1 企業規模別（民営企業）労働組合員数及び推定組織率（単位労働組合）
(平成22年 厚生労働省労働組合基礎調査)

企業規模	労働組合員数			雇用者数	推定組織率			
	対前年差	対前年比	構成比		対前年比	平成22年	平成21年	
計	千人 8,367	千人 38	% 0.5	% 100.0	万人 4,917	% -0.0	% 17.0	% 16.9
1,000人以上	5,164	82	1.6	61.7	1,108	0.8	46.6	46.2
300～999人	1,235	3	0.2	14.8	1,346	-0.4	14.2	14.2
100～299人	676	-9	-1.3	8.1				
30～99人	226	-8	-3.3	2.7	2,425	-0.2	1.1	1.1
29人以下	35	-1	-1.5	0.4				
その他	1,031	-30	-2.8	12.3

注：1)「その他」には、複数企業の労働者で組織する労働組合及び規模不明の労働組合の労働組合員を含む。

2) 雇用者数は、労働力調査の民営企業（農林業を除く。）の数値であり、「計」には「規模不明」が含まれる。

表2 調整事件（集団的労使紛争）における合同労組事件・駆込み訴え事件の推移

(平成22年 中労委全国の労使紛争取扱件数まとめ)

(特定独立行政法人等除く) (単位：件)

	全事件	合同労組事件	駆込み訴え事件		
			駆込み訴え事件		
平成16年	523	300 (57.4)	134	(25.6)	<44.7>
平成17年	559	333 (59.6)	165	(29.5)	<49.5>
平成18年	518	305 (58.9)	131	(25.3)	<43.0>
平成19年	468	305 (65.2)	143	(30.6)	<46.9>
平成20年	546	375 (68.7)	181	(33.2)	<48.3>
平成21年	730	487 (66.7)	269	(36.8)	<55.2>
平成22年	563	393 (69.8)	207	(36.8)	<52.7>

(注) () 内は全事件に対する割合 (%)。

< > 内は合同労組事件に対する割合 (%)。



高齢者を継続雇用する際 に「年金の支給繰下げ」 のメリットは?

65歳老齢 厚生年金

Q

まもなく65歳に到達する社員がいますが、「余人代え難い」人材なので、高給で継続雇用する方向で話し合っています。

65歳以降も、在職老齢年金の

適用で、年金をほとんど受け取れません。

本人には「年金の繰下げ」を勧めようかとも考えていますが、どの程度のメリットがあるのでしょうか。

高報酬者は恩恵少ない

「60歳代前半の在職老齢年金」

総報酬月額相当額 = 標準報酬月額 + 1年間の標準賞与額 ÷ 12

と「65歳からの在職老齢厚生年金」は、計算式が異なります。「65歳からの在職老齢年金」の計算式はシンプルで、次のとおりとなっています。

支給停止額 = (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 46万円) × 0・5 ×

まもなく65歳に到達する社員がいますが、「余人代え難い」人材なので、高給で継続雇用する方向で話し合っています。

65歳以降も、在職老齢年金の

適用で、年金をほとんど受け取れません。

そこで、引き続き就労し、在職老齢年金の対象となっている期間について、「年金の受給を繰り下げるならどうか」という発想が生じます。繰下げ受給をすれば、年金額が上積みされます。退職後、増えたれば、それがベストです。

実際、以前はそうした形で、繰下げを選択する人が少なくありませんでした。しかし、老齢厚生年金の繰下げ制度は、いったん、廃止された後、平成19年から、新しい仕組みがスタートしました。新制度では、繰下げを申請した期間、どれだけの収入があったかも考慮して、年金額を調整する仕組みが導入されています。

仮に、年金の2分の1がカットの対象になるとします。つまり、支給停止額 ÷ 本来の年金額 = 0.5となります。その人の1月当たりの増額率は、0・7% × 0・5 = 0・35%です。

1年間繰り下げる、0・35% × 12カ月 = 4・2%ですから、年金の増額率は4・2%となります。支給停止額が多ければ多いほど、年金の増額率は小さくなるので注意が必要です。

されます。1年なら、0・7% × 12カ月 = 8・4%になります。

しかし、その人が66歳に達するまでの間、在職老齢年金の適用を受けるレベルの収入を得ていたとします。この場合、在職老齢年金の仕組みにより「支給停止となつたであろう分」を基準として、増額率が調整されます。

煩雑な計算式は省きますが、イメージ的には、増額率は1月当たり0・7%ではなく、0・7% × 支給停止額 ÷ 本来の年金額となります。

実務相談



従業員の「知人」から賃金の代理受領の申出があつたが応じるべきか？

Q

若手従業員が、ある日を境に、出勤しなくなりました。電話、メールとともに、連絡が取れません。不審に思っていると、知人と名乗る人間が

現れて、「委任状をもっているので、自分に賃金を払ってほしい」といいます。どのように対応すべきでしょうか。

賃金の直接払い

者その他の法定代理人に支払うこと、労働者の委任を受けた任意代理人に支払うことは、いずれも労基法第24条違反となり、労働者が第三者に賃金受領権限を与えるようとする委任、代理等の法律行為は、無効である（昭63・3・14基発第150号）と述べています。

ですから、キッチンとした形式の委任状を持った人間が現れても、委任行為自体が無効なのですから、賃金の支払いを拒否できます。

直接払に違反すると、30万円以

下の罰金に処せられます。本人が現れた際に二重に賃金を支払えば、罰則は免れます。が、そんなバカバカしい対応をする事業主はいないでしょう。

直接払いの例外に、「使者への

支払い」があります。妻子等については本人に支払うのと同様の効果を生じるので、差し支えないとされています。しかし、「知人」というだけでは使者とは認められないでしょう。

委任は無効で拒否が相当

賃金の支払いには、次の5原則が適用されます（労基法第24条）。

- ①通貨払
- ②直接払
- ③全額払
- ④毎月払
- ⑤一定期日払

このうち、直接払とは、「労働者本人に直接支払う」という意味です。使用者が、労働者に現金を解説例規では、「労働者の親権

▽職場復帰支援の手引き△

厚生労働省が、メンタルヘルス不調者の職場復帰を円滑に進めるため、その具体的な手順。

手法をまとめ

たもの。

成され、平成

21年に改定さ

れて、います

ます。

発病から復帰まで、次の5ス

テップに分けて対策を示しています。
①病気休業開始・休業中のケア
②主治医による復帰可能の判断
③復帰の可否判断・支援プランの作成
④最終的な職場復帰の決定
⑤復帰後のフォローアップ

（平21・3・

23基労安発第

社労用語

じてん



TOPICS

賃金日額を大幅に引上げ

改正雇保法が8月1日施行

平成23年8月1日から、改正雇用保険法が施行されています。ボ

イントは、次のとおりです。

①賃金日額等の引上げ

②再就職手当等の給付水準引上げ・恒久化

仮に法律改正がなかったとしても、毎年1回、8月1日付で賃金

も、毎年1回、8月1日付で賃金日額（基本手当等の各種給付の算定ベースになります）等の水準見直しが実施されます。しかし、毎年の改定は「厚生労働省・毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額の変動幅」を基準として自動的にスライド調整するもので、その調整幅はわずかです。

しかし、今回実施されたのは法律改正を伴う水準の見直しで、賃金日額等が大幅にアップしました。基本手当を例に挙げると、上限・下限が次のとおり変更されています。

・下限（一律）

25円)
30歳未満 6455円（同61
45円）

1864円（改正前1600円）
30歳未満 6455円（同61
45円）

このほか、高年齢雇用継続給付の支給限度額も、34万4209円（改正前32万7486円）に引き上げられています。

再就職手当等については、これまで、暫定措置（平成24年3月31日まで）により給付率が引き上げ

50%
日数3分の2以上）60%

・常用就職支度手当 40%

常識的に考えると、「1ヵ月以上休職・退職者」の発生した企業では、それなりの善後策を講じたと予想されます。実際の調査データを見ると、「不幸な経験」から教訓を得て、対策を講じる企業が多い（64・0%）のは確かですが、

対象企業の56・7%で「メンタルヘルス問題を抱えている正社員が多い」と回答しています。過去1年間に精神不調で1ヵ月以上休職または退職した正社員のいる企業は、全体の23・5%。約4社に1

25円）
30歳未満 6455円（同61
45円）

このほか、高年齢雇用継続給付の支給限度額も、34万4209円（改正前32万7486円）に引き上げられています。

再就職手当等については、これまで、暫定措置（平成24年3月31日まで）により給付率が引き上げ

50%
日数3分の2以上）60%

打つ手なし」と諦観? —メンヘル対策への関心低調

LPT）が発表した「職場におけるメンタルヘルスケア対策に関する調査」からは、精神不調者問題に直面する企業の本音が透けてみえます。

まず、精神不調者の実態ですが、対象企業の56・7%で「メンタルヘルス問題を抱えている正社員が多い」と回答しています。過去1年間に精神不調で1ヵ月以上休職または退職した正社員のいる企業は、全体の23・5%。約4社に1社の割合です。

これまで、精神不調者発生の原因として最も多く挙げられるのが「人間関係」（58・4%）、第3位は「仕事量・負荷の増大」（38・2%）。この回答をみると、「心の折れやすい人間もいる」「集団生活にあつれきはつきもの」「残業は当たり前」などのだから、精神不調者の発生を防ぐ特効薬はないという結論にならざるを得ません。人事担当者が、「他社に比べ、自社のメンヘル管理が特に劣るとは思わない（どこも似たり寄ったりさ）」などと開き直っている間は、抜本的な改善は難しいといえそうです。